

<施設基準がある手術>

当院における「施設基準のある手術」として九州厚生局長へ届け出た手術は下記のとおりです。

昨年の実施件数
(2 0 2 4 年 1 月 1 日 ~ 1 2 月 3 1 日)

区分 1 に分類される手術		
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	9
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

区分 2 に分類される手術		
ア	靱帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	2

オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

区分 3 に分類される手術		
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	1
キ	同種死体腎移植術等	0

区分 4 に分類される手術	4 5 1
---------------	-------

その他の区分に分類される手術

ア	人工関節置換術	0
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	5 3
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	9 6
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	1 5 5